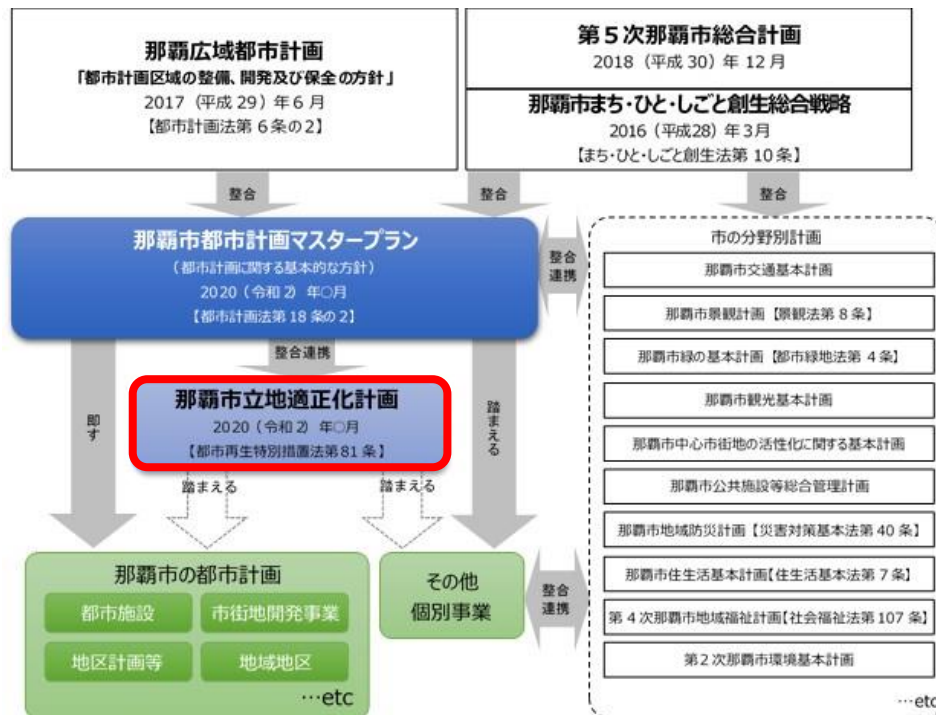


## 那覇市立地適正化計画について

### ●立地適正化計画の位置づけ

- 立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条に基づく計画で、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画
- 「第 5 次那覇市総合計画（基本構想）」、「那覇市都市計画マスタープラン」などが上位計画



### ●立地適正化計画とは

- 全国的な人口減少・少子高齢化を背景に、国は 2014 年に都市再生特別措置法を改正し、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導し、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため「立地適正化計画制度」を創設

### ●策定の背景

- 那覇市は小さな市域に 30 万人以上が暮らし、生活に必要な施設が身近に立地
- 那覇市中心部の人口減少や市外への人口流出が進み、3 人に 1 人が高齢者の時代が予測されており、慢性的な交通渋滞が課題
- 公共交通を軸としたまちづくりを進め、歩いて暮らせるまちへの転換・魅力ある快適なまちを目指すため「那覇市立地適正化計画」を策定

### ●計画の期間

- 2020（令和 2）年度を初年度とし、まちづくりが姿を表す概ね 20 年間の計画